

第 11 次仙台市交通安全計画 概要版

《第 1 章 計画の基本的な考え方》

第 1 節 計画の目的

本計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、宮城県が策定した「第 11 次宮城県交通安全計画」に基づき、本市の交通安全施策の大綱を定めるものです。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、「第 11 次宮城県交通安全計画」に基づき、仙台市基本計画や本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとします。

交通安全思想の普及徹底に関しては、本計画に基づき毎年度「仙台市交通安全市民運動実施要綱」を定め、市民や関係機関・団体等と連携し、交通安全に取り組んでいきます。

第 3 節 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

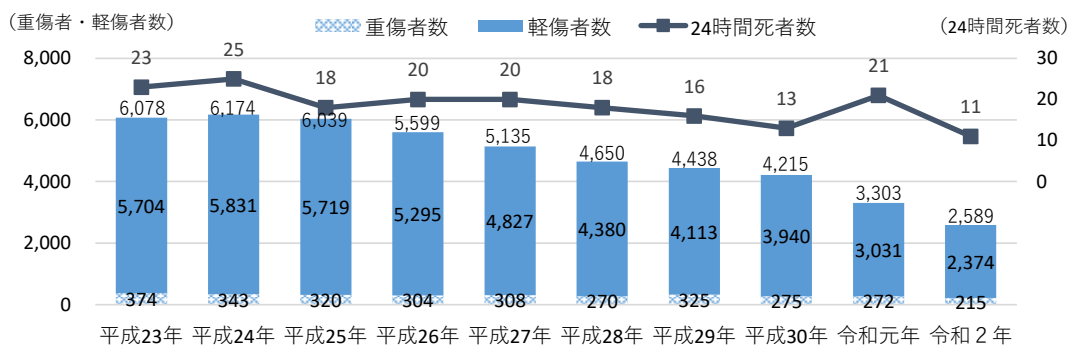
第 4 節 基本理念

人命尊重の理念に基づき、交通事故を起こさない、起こさせないという強い意識の下、悲惨な交通事故の根絶を目指します。特に自動車と比較して弱い立場にある歩行者、中でも高齢者や障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保するため、「人優先」の交通安全思想を基本理念とし取り組みを進めます。

《第 2 章 仙台市の交通事故の状況と目標》

第 1 節 交通事故の状況

	第9次仙台市交通安全計画期間 (目標：24時間交通事故死者数 20人以下)					第10次仙台市交通安全計画期間 (目標：24時間交通事故死者数 17人以下)				
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
交通事故発生件数 (件)	4,864	5,003	4,853	4,487	4,157	3,787	3,673	3,467	2,743	2,146
24時間交通事故死者数 (人)	23	25	18	20	20	18	16	13	21	11
交通事故死傷者数 (人)	6,101	6,199	6,057	5,619	5,155	4,668	4,454	4,228	3,324	2,600
交通事故重傷者数 (人)	374	343	320	304	308	270	325	275	272	215



第 2 節 交通安全計画における目標

- ① 令和 7 年までに年間の 24 時間交通事故死者数を 10 人以下とする
- ② 令和 7 年までに年間の交通事故死傷者数を 2,500 人以下とする
- ③ 令和 7 年までに年間の交通事故重傷者数を 210 人以下とする

《第 3 章 交通安全のために推進すべき対策》

第 1 節 交通事故減少のために考えるべき視点

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 高齢者及び子供の安全確保 | 2 歩行者及び自転車の安全確保 |
| 3 生活道路における安全確保 | 4 先端技術の活用促進 |
| 5 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進 | 6 地域が一体となった交通安全対策の推進 |

第2節 今後推進すべき施策

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ・ 幼児，小学生，中学生，高校生，成人，高齢者等に対し，心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(2) 協働による効果的な交通安全活動の推進

- ・ 社会やライフスタイルの変化，技術の進展を踏まえた柔軟で多様な支援を行うことにより，各関係機関や交通ボランティア等と協働し，地域に密着した効果的な交通安全活動を推進

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ 配達業務中の事故防止の推進
- ・ 子供，高齢者等の交通事故防止の推進
- ・ 横断歩行者の安全確保
- ・ 飲酒運転根絶，危険運転防止の推進
- ・ シートベルトとチャイルドシート等の正しい着用の徹底
- ・ 効果的な広報の実施

2 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全安心な歩行空間の整備

- ・ 生活道路等における交通安全対策の推進
- ・ 通学路等の通行環境整備等の推進
- ・ 高齢者，障害者等の安全を確保する歩行空間等の整備

(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進

- ・ 死傷事故率の高い区間等における集中的な事故抑止対策及び都市計画道路等の整備

(3) 安全安心な道路環境の整備

- ・ 道路施設の老朽化に備えた効率的・計画的な維持管理
- ・ 災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保

(4) 自転車利用環境の整備

- ・ 「仙台市自転車の安全な利活用推進計画」に基づく，安全で快適な自転車利用環境の整備
- ・ 放置自転車等対策の推進

(5) 駐車対策の推進

- ・ 駐車場の整備促進等及び違法駐車等防止の推進

3 車両の安全性の確保

(1) 自動車の検査及び点検整備に関する広報の推進

(2) 高齢運転者に対する安全対策の推進

- ・ 運転者の高齢化の進展を踏まえ，安全運転サポート車の普及促進等の車両安全対策を推進

(3) 自転車の安全性の確保

4 救助・救急活動及び被害者支援の充実

(1) 救助・救急活動の充実

(2) 被害者支援の充実

- ・ 交通事故相談活動の推進
- ・ 保険加入の促進